

令和4年第1回定例会（6月議会）
予算及び付託議案審査関係資料

令和4年6月2日
総務部

【予算関係】

財政課 令和4年度6月補正予算に関する説明資料 . . . 1

【議案関係】

税務課 「秋田県県税条例の一部を改正する条例案」について
(議案第110号) . . . 4

総務課 東京電力への損害賠償請求に係る和解について
(議案第117号) . . . 19

総務課 あっせんの申立てについて
(議案第118号) . . . 20

令和4年度6月補正予算
に関する説明資料

(議案第108号)

令和4年度6月補正予算 主要な歳入増減調書

(単位：千円)

区分	増減額	増額内訳	減額内訳
1 県 税			
2 地方消費税清算金			
3 地方譲与税			
4 地方特例交付金			
5 地方交付税			
6 交通安全対策特別交付金			
7 分担金及び負担金	41,071	土木費負担金 41,071 (334,904 → 375,975)	
8 使用料及び手数料			
9 国庫支出金	6,084,755	地方道路交付金事業費 2,914,740 (6,623,920 → 9,538,660) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 1,387,421 (8,053,839 → 9,441,260) 障害児・者施設整備費 539,580 (38,683 → 578,263)	社会福祉施設等施設整備費 △ 52,732 (279,281 → 226,549)
10 財産収入			
11 寄附金			
12 繰入金	1,326	南部老人福祉総合エリア老人専用マンション基金繰入金 2,057 (0 → 2,057)	地域活性化対策基金繰入金 △ 731 (4,000,000 → 3,999,269)
13 繰越金	1,950,158	前年度繰越金 1,950,158 (1 → 1,950,159)	
14 諸収入	1,153	老人福祉総務費 1,010 (5 → 1,015)	
15 県 債	3,505,300	地方道路交付金事業費 1,752,500 (3,944,400 → 5,696,900) 国直轄道路事業負担金 710,300 (3,580,100 → 4,290,400)	
合計	11,583,763	614,053,702 → 625,637,465	

令和4年度6月補正予算 主要な目的別増減調書

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 額 内 訳	減 額 内 訳
1 議 会 費			
2 総 務 費	85,490	多文化共生推進事業 43,607 (5,247 → 48,854) デジタルガバメント総合推進事業 29,775 (122,672 → 152,447)	
3 民 生 費	3,387,195	新型コロナウイルス感染症自宅療養者給付金事業 2,162,509 (943,580 → 3,106,089) 障害児・者施設整備補助事業 809,370 (58,025 → 867,395)	
4 衛 生 費	808,689	新興感染症対策事業（新型コロナウイルス感染症分） 763,631 (10,599,424 → 11,363,055)	
5 労 働 費			
6 農 林 水 産 業 費	349,323	林業成長産業化総合対策事業 233,595 (0 → 233,595) 特用林産振興施設等整備事業 52,063 (12,354 → 64,417)	
7 商 工 費	45,636	観光施設魅力向上事業 45,636 (471,206 → 516,842)	
8 土 木 費	6,693,550	地方道路交付金事業 4,902,543 (11,219,098 → 16,121,641) 国直轄道路事業負担金 789,167 (3,977,990 → 4,767,157)	
9 警 察 費			
10 教 育 費	213,880	秋田県立大学施設設備等整備事業 130,129 (321,916 → 452,045) 学校における感染症対策事業 56,353 (36,882 → 93,235)	
11 災 害 復 旧 費			
12 公 債 費			
13 諸 支 出 金			
14 予 備 費			
合 計	11,583,763	614,053,702 → 625,637,465	

「秋田県県税条例の一部を改正する条例案」について（議案第110号）

税務課

1 改正理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）による地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正に伴い、個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除の延長を行う等の必要がある。

2 主な改正内容

(1) 県民税

- ① 個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除（※）の延長（附則第4条の2の2関係）

※ 所得税の住宅ローン控除可能額を所得税から控除しきれなかった額について、個人の県民税から控除する特例措置。

適用期限を令和20年度（現行：令和15年度）まで延長するとともに、その対象となる家屋の居住年を令和7年（現行：令和3年）まで延長することとする。

- ② 上場株式等に係る配当所得等の課税方式の変更等（第33条、第36条の4、附則第7条関係）

ア 現行の課税方式

上場株式等に係る配当所得等の課税方式は次の表のとおりであり、所得税と個人の県民税（住民税）において異なる課税方式の選択が可能となっている。

申告要否・課税方式		税率		備考
		県民税	所得税	
申告不要	特別（源泉）徴収	5%	15.315%	
総合課税	特別（源泉）徴収後に、他の所得と合計して申告	4% (10%)	累進税率	~330万円 0% ~695万円 10.21% ~900万円 13.273% など

※ 「県民税」の（ ）内は、市町村民税を含めた税率。

※ 「所得税」の税率は、復興特別所得税等を勘案した実質的な税率。

※ 上場株式等の配当所得等については、上記のほか、申告分離課税の選択が可能。

※ 上場株式等の譲渡所得等については、申告不要と申告分離課税の選択が可能。

イ 改正内容

金融所得課税は、所得税と個人の県民税（住民税）が一体として設計されてきたことなどを踏まえ、公平性の観点から、所得税と個人の県民税（住民税）の課税方式を一致させることとする。

ウ その他所要の規定の整備を行うこととする。

(2) 不動産取得税

不動産取得税に係る総合県税事務所長に対する申告又は報告について、次の措置を講ずることとする。（第70条関係）

- ① 不動産を取得した者は、当該取得について、当該不動産の取得の日から60日以内に表示に関する登記又は所有権の登記の申請をした場合（当該申請が却下された場合を除く。）は、不動産取得税に係る総合県税事務所長に対する申告を要しないこととする。
- ② ①の場合においても、不動産取得税の賦課徴収について必要があると認めるときは、当該不動産の取得について、総合県税事務所長に対する申告を要することとする。
- ③ その他所要の規定の整備を行うこととする。

(3) その他所要の規定の整備を行うこととする。

3 施行期日等

(1) この条例は、次を除き、令和5年1月1日から施行することとする。

- ① 2(2) 令和5年4月1日
- ② 2(1)② 令和6年1月1日

(2) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとする。

(3) 次に掲げる条例について、所要の規定の整理を行うこととする。

- ① 地域経済牽引事業の促進に関する基本的な整備の対象となる区域における県税の課税免除に関する条例（昭和59年秋田県条例第3号）
- ② 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例（平成元年秋田県条例第8号）
- ③ 地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例（平成28年秋田県条例第17号）
- ④ 過疎地域における県税の課税免除に関する条例（令和3年秋田県条例第50号）

新	旧
<p>(所得割の課税標準) 第三十三条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 前項の規定は、前年分の所得税に係る法第四十五条の三第一項に規定する確定申告書</p> <p>に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号。以下「法施行規則」という。）第一条の十二の二に規定する事項の記載があるとき</p> <p>は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。</p> <p>5 略</p> <p>6 前項の規定は、前年分の所得税に係る法第四十五条の三第一項に規定する確定申告書</p> <p>特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他法施行規則第一条の十二の三に規定する事項の記載があるとき</p> <p>は、当該</p>	<p>(所得割の課税標準) 第三十三条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の特定配当等申告書（法第三十二条第十三項に規定する特定配当等申告書をいう。以下この項及び第三十六条の四において同じ。）に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号。以下「法施行規則」という。）第一条の十二の二に規定する事項の記載があるとき（特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。）は、当該</p> <p>5 略</p> <p>6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書（法第三十二条第十五項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書をいう。以下この項及び第三十六条の四において同じ。）に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他法施行規則第一条の十二の三に規定する事項の記載があるとき（特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。）は、当該</p>

特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第三十六条の四 所得割の納税義務者が、第三十三条第四項に規定する確定申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定配当等の額について第四十七条の八から第四十七条の十三までの規定により配当割額を課された場合又は第三十三条第六項に規定する確定申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定株式等譲渡所得金額について第四十七条の十四から第四十七条の十八までの規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に五分の二を乗じて得た金額を、その者の第三十五条から前条までの規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(個人の県民税に係る扶養親族等申告書)

第三十七条の五 略

2 略

(法第七十三条の十四第四項の申告)

第六十六条の二 法第七十三条の十四第四項の申告は、第七十条第一項又は第三項の規定の適用があるべき旨を付記してしなければならない。この場合において、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該申告書に、当該住宅が自己の居住の用に供する耐震

特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。ただし、法第三十二条第十五項第一号に掲げる申告書及び同項第二号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市町村長が認めるときは、この限りでない。

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第三十六条の四 所得割の納税義務者が、特定配当等申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定配当等の額について第四十七条の八から第四十七条の十三までの規定により配当割額を課された場合又は特定株式等譲渡所得金額申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定株式等譲渡所得金額について第四十七条の十四から第四十七条の十八までの規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に五分の二を乗じて得た金額を、その者の第三十五条から前条までの規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(個人の県民税に係る扶養親族申告書)

第三十七条の五 略

2 略

(法第七十三条の十四第四項の申告)

第六十六条の二 法第七十三条の十四第四項の申告は、第七十条第一項の申告書に当該住宅の取得につき法第七十三条の十四第一項又は第三項の規定の適用があるべき旨を付記してなければならない。この場合において、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該申告書に、当該住宅が自己の居住の用に供する耐震

基準適合既存住宅（同項に規定する耐震基準適合既存住宅をいう。第七十三条第二項において同じ。）に該当するものであることを明らかにする書類を添付しなければならない。

2 前項の規定により第七十条第一項本文の申告書が提出された場合には、当該申告書が市町村長に提出された日に法第七十三条の十四第四項の申告がなされたものとみなす。

（不動産の取得に係る申告又は報告）

第七十条 不動産を取得した者は、当該不動産の取得の日から六十日以内に、次に掲げる事項を記載した申告書を当該不動産の所在地の市町村長を経由して、総合県税事務所長に提出しなければならない。ただし、当該不動産の取得について、当該期間内に不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第十八条の規定により表示に関する登記又は所有権の登記の申請をした場合（同法第二十五条の規定により当該申請が却下された場合を除く。）は、この限りでない。

一〇五 略

2 前項ただし書の場合においても、総合県税事務所長は、不動産取得税の賦課徴収について必要があると認めるときは、不動産を取得した者に、同項本文の申告書を同項本文の規定の例により提出させることができる。

3 法第七十三条の四から法第七十三条の七までの規定に該当する者は、第一項本文又は前項の規定によつて提出すべき申告書に当該不動産の取得に対し不動産取得税を課されないことを証明するに足る権限ある機関の証明書その他の書類を添付しなければならない。

4 略

（固定資産課税台帳に登録された不動産の価格等の通知）

第七十二条 市町村長は、法第七十三条の十八第四項の規定により

基準適合既存住宅（同項に規定する耐震基準適合既存住宅をいう。第七十三条第二項において同じ。）に該当するものであることを明らかにする書類を添付しなければならない。

2 前項の規定により第七十条第一項の申告書が提出された場合には、当該申告書が市町村長に提出された日に法第七十三条の十四第四項の申告がなされたものとみなす。

（不動産の取得に係る申告又は報告）

第七十条 不動産を取得した者は、当該不動産の取得の日から六十日以内に、次に掲げる事項を記載した申告書を当該不動産の所在地の市町村長を経由して、総合県税事務所長に提出しなければならない。

一〇五 略

2 法第七十三条の四から法第七十三条の七までの規定に該当する者は、

前項の規定によつて提出すべき申告書に当該不動産の取得に対し不動産取得税を課されないことを証明するに足る権限ある機関の証明書その他の書類を添付しなければならない。

3 略

（固定資産課税台帳に登録された不動産の価格等の通知）

第七十二条 市町村長は、法第七十三条の十八第三項の規定によつ

不動産の取得に係る申告書若しくは報告書を送付し、又は不動産の取得の事実を通知する場合には、当該不動産の固定資産課税台帳に登録された価格、固定資産課税台帳登録後において当該不動産について増築、改築、損壊その他特別の事情による変化並びにその他当該不動産の価格の決定について参考となるべき事項を併せて、総合県税事務所に通知するものとする。

(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額)

第七十三条 略

2～5 略

6 前項の申告は、第七十条第一項本文の申告書に当該土地の取得につき第一項、第二項又は第三項の規定の適用があるべき旨を付記してしなければならない。この場合において、次の各号に掲げる者は、当該申告書に、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一・二 略

7 前項の規定により第七十条第一項本文の申告書が提出された場合には、当該申告書が市町村長に提出された日に第五項の申告がなされたものとみなす。

8・9 略

(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予)

第七十四条 略

2 前項の申告をする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に前条第一項第一号、第二項第一号又は第三項各号に掲げる事実を証明するに足る書類を添付して、第七十条第一項本文又は第二項の規定により当該土地の取得の事実を申告する時に、併せてこれを総合県税事務所に提出しなければならない。

一～四 略

3・4 略

不動産の取得に係る申告書若しくは報告書を送付し、又は不動産の取得の事実を通知する場合には、当該不動産の固定資産課税台帳に登録された価格、固定資産課税台帳登録後において当該不動産について増築、改築、損壊その他特別の事情による変化並びにその他当該不動産の価格の決定について参考となるべき事項とあわせて、総合県税事務所に通知するものとする。

(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額)

第七十三条 略

2～5 略

6 前項の申告は、第七十条第一項の申告書に当該土地の取得につき第一項、第二項又は第三項の規定の適用があるべき旨を付記してなければならない。この場合において、次の各号に掲げる者は、当該申告書に、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一・二 略

7 前項の規定により第七十条第一項の申告書が提出された場合には、当該申告書が市町村長に提出された日に第五項の申告がなされたものとみなす。

8・9 略

(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予)

第七十四条 略

2 前項の申告をする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に前条第一項第一号、第二項第一号又は第三項各号に掲げる事実を証明するに足る書類を添付して第七十条第一項の規定により当該土地の取得の事実を申告する時に、併せてこれを総合県税事務所に提出しなければならない。

一～四 略

3・4 略

附則

第四条の二の二 平成二十二年度から令和二十年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けた場合（居住年が平成十一年から平成十八年まで又は平成二十一年から令和七年までの各年である場合に限る。）において、前条第一項の規定の適用を受けないときは、法附則第五条の四の二第一項第一号に掲げる金額から同項第二号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）の五分の二に相当する金額（以下この項において「控除額」という。）を、当該納税義務者の第三十五条及び第三十六条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。この場合において、当該控除額が当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第八十九条第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額の百分の二に相当する金額（当該金額が三万九千円を超える場合には、三万九千円。以下この項において「控除限度額」という。）を超えるときは、当該控除額は、当該控除限度額に相当する金額とする。

2・3 略

（上場株式等に係る配当所得等に係る県民税の課税の特例）

第七条 略

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第八条の四第二項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税

特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第一項の規定

について当該

附則

第四条の二の二 平成二十二年度から令和十五年までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けた場合（居住年が平成十一年から平成十八年まで又は平成二十一年から令和三年までの各年である場合に限る。）において、前条第一項の規定の適用を受けないときは、法附則第五条の四の二第一項第一号に掲げる金額から同項第二号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）の五分の二に相当する金額（以下この項において「控除額」という。）を、当該納税義務者の第三十五条及び第三十六条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。この場合において、当該控除額が当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第八十九条第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額の百分の二に相当する金額（当該金額が三万九千円を超える場合には、三万九千円。以下この項において「控除限度額」という。）を超えるときは、当該控除額は、当該控除限度額に相当する金額とする。

2・3 略

（上場株式等に係る配当所得等に係る県民税の課税の特例）

第七条 略

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第八条の四第二項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、県民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の四月一日の属する年度分の県民税について当該特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定

の適用を受けた

場合

に限り適用する

3
略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)

第十條 略

2
略

3 第一項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第三十三條から第三十三條の四まで、第三十四條から第三十五條の二まで、第三十六條の二、第三十六條の五、第三十七條、第三十七條の四から第三十七條の六まで又は第三十七條の八の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

4・5
略

(源泉徴収選択扱口座内配当等に係る県民税の所得計算及び特別徴収等の特例)

第十二條の二の五 県民税の所得割の納税義務者が支払を受ける租税特別措置法第三十七條の十一の六第一項に規定する源泉徴収選択扱口座内配当等(以下この条において「源泉徴収選択扱口

3
略

の適用を受けようとする旨の記載のある第三十三條第四項に規定する特定配当等申告書を提出した場合(法附則第三十三條の第二項各号に掲げる場合を除く。)に限り適用するものとし、県民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について第三十三條第一項及び第二項並びに第三十五條の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得については、前項の規定は、適用しない。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)

第十條 略

2
略

3 第一項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第三十三條から第三十三條の四まで、第三十四條から第三十五條の二まで、第三十六條の二、第三十六條の五、第三十七條、第三十七條の四から第三十七條の六まで、第三十七條の八又は第三十七條の九の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

4・5
略

(源泉徴収選択扱口座内配当等に係る県民税の所得計算及び特別徴収等の特例)

第十二條の二の五 県民税の所得割の納税義務者が支払を受ける租税特別措置法第三十七條の十一の六第一項に規定する源泉徴収選択扱口座内配当等(以下この条及び次条において「源泉徴収選択扱口

座内配当等」という。)については、令附則第十八条の四の二第一項に規定するところにより、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る利子所得の金額及び配当所得の金額と当該源泉徴収選択口座内配当等以外の利子等(所得税法第二十三条第一項に規定する利子等をいう。)及び配当等(所得税法第二十四条第一項に規定する配当等をいう。)に係る利子所得の金額及び配当所得の金額とを区分して、これらの金額を計算する。

2 租税特別措置法第三十七条の十一の四第一項に規定する源泉徴収選択口座(次項)において「源泉徴収選択口座」という。)が開設されている第四十七条の十二第一項に規定する特別徴収義務者が、源泉徴収選択口座内配当等につき、同条第二項の規定に基づき県民税の配当割を徴収する場合における第三十条第一項第六号、第四十七条の十二第一項及び第四十七条の十三の規定の適用については、第三十条第一項第六号及び第四十七条の十二第一項中「受けるべき日」とあるのは「受けるべき日の属する年の一月一日」と、第四十七条の十三中「属する月の翌月十日」とあるのは「属する年の翌年一月十日(令附則第十八条の四の二第二項において読み替えて準用する令第九条の二十第一項に規定する場合にあつては、同項に規定する日。)」とする。

3・4 略

(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

第十二条の二の六 県民税の所得割の納税義務者の平成二十九年度分以後の各年度分の上場株式等に係る譲渡損失の金額(法附則第三十五条の二の六第二項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額をいう。以下この項において同じ。)は、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年分の所得税

について上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した同条第一項に規定する確定申告書(第三項において「確定申告書」という。)を提出した場合(租税特別措置法第三

座内配当等」という。)については、令附則第十八条の四の二第一項に規定するところにより、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る利子所得の金額及び配当所得の金額と当該源泉徴収選択口座内配当等以外の利子等(所得税法第二十三条第一項に規定する利子等をいう。)及び配当等(所得税法第二十四条第一項に規定する配当等をいう。)に係る利子所得の金額及び配当所得の金額とを区分して、これらの金額を計算する。

2 租税特別措置法第三十七条の十一の四第一項に規定する源泉徴収選択口座(以下この条及び次条において「源泉徴収選択口座」という。)が開設されている第四十七条の十二第一項に規定する特別徴収義務者が、源泉徴収選択口座内配当等につき、同条第二項の規定に基づき県民税の配当割を徴収する場合における第三十条第一項第六号、第四十七条の十二第一項及び第四十七条の十三の規定の適用については、第三十条第一項第六号及び第四十七条の十二第一項中「受けるべき日」とあるのは「受けるべき日の属する年の一月一日」と、第四十七条の十三中「属する月の翌月十日」とあるのは「属する年の翌年一月十日(令附則第十八条の四の二第二項において読み替えて準用する令第九条の二十第一項に規定する場合にあつては、同項に規定する日。)」とする。

3・4 略

(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

第十二条の二の六 県民税の所得割の納税義務者の平成二十九年度分以後の各年度分の上場株式等に係る譲渡損失の金額(法附則第三十五条の二の六第二項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額をいう。第五項)において同じ。)は、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の県

民税について上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第三十七条の四の規定による申告書

を提出した場合(市町村長においてや

十七条の十二の二第一項の規定の適用がある場合に限る

。に限り、附則第十二条の二の二第一項後段の規定にかかわらず、当該納税義務者の附則第七条第一項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額を限度として、当該上場株式等に係る配当所得等の金額の計算上控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における 附則第七条の規定の適用については、同条第一項中「計算した金額」とあるのは、「計算した金額（附則第十二条の二の六第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」とする。

3 県民税の所得割の納税義務者の前年前三年内の各年に生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額（法附則第三十五条の二の六第五項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額をいい、この項の規定により前年前において控除されたものを除く。）は、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年分の所得税

について確定申告書

出した場合

を提

において、そ

の後の年分の所得税 について連続して確定申告書

むを得ない事情があると認める場合には、当該申告書その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時まで提出した場合を含む。）に限り、附則第十二条の二の二第一項後段の規定にかかわらず、当該納税義務者の附則第七条第一項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額を限度として、当該上場株式等に係る配当所得等の金額の計算上控除する。

2 前項の県民税の所得割の納税義務者が同項の規定により申告する上場株式等に係る譲渡損失の金額のうち前条第三項の規定により特別徴収義務者が源泉徴収選択口座内配当等について徴収して納入すべき県民税の配当割の額の計算上当該源泉徴収選択口座内配当等の額から控除した法附則第三十五条の二の五第三項各号に掲げる損失の金額がある場合には、第三十三条第四項に規定する特定配当等申告書に当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けた全ての源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載を行わなければならない。

3 第一項の規定の適用がある場合における附則第七条の規定の適用については、同条第一項中「計算した金額」とあるのは、「計算した金額（附則第十二条の二の六第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」とする。

4 県民税の所得割の納税義務者の前年前三年内の各年に生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額（

この項の

規定により前年前において控除されたものを除く。）は、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の県民税について上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第三十七条の四の規定による申告書を提出した場合（市町村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書をその提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時まで提出した場合を含む。）において、その後の年度分の県民税について連続して当該申告書（その提出期

を提出しているとき（租税特別措置法第三十七
条の十二の二第五項の規定の適用があるときに限り、
附則第十二条の二の二第一項後段の規定にかかわらず、令附則第
十八条の五第四項に規定するところにより、当該納税義務者の附
則第十二条の二の二第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得
等の金額及び附則第七条第一項に規定する上場株式等に係る配当
所得等の金額（第一項の規定の適用がある場合には、その適用後
の金額。以下この項において同じ。）を限度として、当該上場株
式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る配当所得等の
金額の計算上控除する。

4 | 前項の規定の適用がある場合における 附則第七条第一項及び
第二項並びに附則第十二条の二の二第一項及び第二項の規定の適
用については、附則第七条第一項中「計算した金額」とあるのは「計算した金額（附則第十二条の二の六第三項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」と、附則第十二条の二の二第一項中「計算した金額」とあるのは「計算した金額（附則第十二条の二の六第三項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とし、」とする。

限後において県民税の納税通知書が送達される時まで提出されたものを含む。）を提出しているとき
に限り、
附則第十二条の二の二第一項後段の規定にかかわらず、令附則第
十八条の五第四項に規定するところにより、当該納税義務者の附
則第十二条の二の二第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得
等の金額及び附則第七条第一項に規定する上場株式等に係る配当
所得等の金額（第一項の規定の適用がある場合には、その適用後
の金額。以下この項において同じ。）を限度として、当該上場株
式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る配当所得等の
金額の計算上控除する。

5 | 前項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額とは、当該県
民税の所得割の納税義務者が、租税特別措置法第三十七条の十二
の二第二項各号に掲げる上場株式等の譲渡（同法第三十二条第二
項の規定に該当するものを除く。）をしたことにより生じた損失
の金額として令附則第十八条の五第五項に規定するところにより
計算した金額のうち、当該納税義務者の当該譲渡をした年の末日
の属する年度の翌年度の県民税に係る附則第十二条の二の二第一
項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除し
てもなお控除することができない部分の金額として令附則第十八
条の五第六項に規定するところにより計算した金額（第一項の規
定の適用を受けて控除されたものを除く。）をいう。
6 | 第四項の規定の適用がある場合における附則第七条第一項及び
第二項並びに附則第十二条の二の二第一項及び第二項の規定の適
用については、附則第七条第一項中「計算した金額」とあるのは「計算した金額（附則第十二条の二の六第四項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」と、附則第十二条の二の二第一項中「計算した金額」とあるのは「計算した金額（附則第十二条の二の六第四項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とし、」とする。

(不動産取得税の減額等)

第十六条 略

27 略

8 第二項、第五項又は前項の規定により読み替えて準用する第七十四条第一項の申告をする者は、同条第二項第一号に掲げる事項並びに第一項、第四項又は第六項の規定の適用を受ける不動産の取得年月日を記載した申告書に第一項、第四項又は第六項の規定に該当することを証明するに足る書類を添付して、第七十条第一項本文又は第二項の規定により当該不動産の取得の事実を申告する時に、併せてこれを総合県税事務所長に提出しなければならぬ。

9 略

(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例)

第二十八条 略

2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第十三条第三項若しくは第四項又は第十三条の二第一項から第四項まで若しくは第六項から第十項までの規定の適用を受けた場合における附則第四条の二及び附則第四条の二の二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とし、同条第三項の規定は、適用しない。

3 (表 略)

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)
第三十五条

(不動産取得税の減額等)

第十六条 略

27 略

8 第二項、第五項又は前項の規定により読み替えて準用する第七十四条第一項の申告をする者は、同条第二項第一号に掲げる事項並びに第一項、第四項又は第六項の規定の適用を受ける不動産の取得年月日を記載した申告書に第一項、第四項又は第六項の規定に該当することを証明するに足る書類を添付して第七十条第一項の規定により当該不動産の取得の事実を申告する時に、併せてこれを総合県税事務所長に提出しなければならぬ。

9 略

(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例)

第二十八条 略

2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第十三条第三項若しくは第四項又は第十三条の二第一項から第九項までの規定の適用を受けた場合における附則第四条の二及び附則第四条の二の二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とし、同条第三項の規定は、適用しない。

3 (表 略)

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)
第三十五条 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき

<p>県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第六条の二第二項の規定の適用を受けた場合における附則第四条の二の二第三項及び附則第二十八条第三項の規定の適用については、これらの規定中「令和三年」とあるのは、</p> <p>「令和四年」とする。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症特例法第六条第四項の規定の適用を受けた場合における附則第四条の二の二第一項の規定の適用については、同項中「令和十五年度」とあるのは、「令和十六年度」とする。</p> <p>2 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第六条の二第二項の規定の適用を受けた場合における附則第四条の二の二第一項及び第三項並びに附則第二十八条第三項の規定の適用については、附則第四条の二の二第一項中「令和十五年度」とあるのは「令和十七年度」と、同項及び同条第三項並びに附則第二十八条第三項中「令和三年」とあるのは「令和四年」とする。</p>
---	--

地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の対象となる区域における県税の課税免除に関する条例の一部改正（附則第九項第一号による改正）

<p>新</p> <p>（課税免除に係る申告） 第三条 略</p> <p>2 前項の規定による申告は、県税条例第七十条第一項本文の申告書に前条第一項の規定の適用があるべき旨を付記してしなければならない。ただし、土地の取得に対して課する不動産取得税にあっては、当該土地を敷地とする家屋の取得に係る県税条例第七十条第一項本文の申告書に付記してすることができる。</p> <p>3・4 略</p>	<p>旧</p> <p>（課税免除に係る申告） 第三条 略</p> <p>2 前項の規定による申告は、県税条例第七十条第一項の申告書に前条第一項の規定の適用があるべき旨を付記してなければならない。ただし、土地の取得に対して課する不動産取得税にあっては、当該土地を敷地とする家屋の取得に係る県税条例第七十条第一項の申告書に付記してすることができる。</p> <p>3・4 略</p>
<p>新</p> <p>半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部改正（附則第九項第二号による改正）</p>	<p>旧</p>

<p>(不均一課税に係る申告) 第五条 略 2・3 略 4 前項の規定による申告は、<u>県税条例第七十条第一項本文の申告書に第三条の規定の適用があるべき旨を付記してしなければならない</u>。ただし、土地の取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする特別償却設備である家屋の建設の着手があつた場合には、当該家屋の取得に係る<u>県税条例第七十条第一項本文の申告書に付記してすることができる</u>。</p> <p>5・6 略</p>	<p>(不均一課税に係る申告) 第五条 略 2・3 略 4 前項の規定による申告は、<u>県税条例第七十条第一項</u>の申告書に第三条の規定の適用があるべき旨を付記してなければならない。ただし、土地の取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする特別償却設備である家屋の建設の着手があつた場合には、当該家屋の取得に係る<u>県税条例第七十条第一項</u>の申告書に付記してすることができる。</p> <p>5・6 略</p>
<p>地方活向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正(附則第九項第三号による改正)</p> <p style="text-align: center;">新</p> <p>(課税免除及び不均一課税に係る申告) 第五条 略 2・3 略 4 前項の規定による申告は、<u>県税条例第七十条第一項本文の申告書に第三条第一項又は第二項の規定の適用があるべき旨を付記してしなければならない</u>。ただし、土地の取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする特別償却設備である家屋の建設の着手があつた場合には、当該土地の取得に対して課する不動産取得税にあつては、当該家屋の取得に係る<u>県税条例第七十条第一項本文の申告書に付記してすることができる</u>。</p> <p>5・6 略</p>	<p>旧</p> <p>(課税免除及び不均一課税に係る申告) 第五条 略 2・3 略 4 前項の規定による申告は、<u>県税条例第七十条第一項</u>の申告書に第三条第一項又は第二項の規定の適用があるべき旨を付記してしなければならない。ただし、土地の取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする特別償却設備である家屋の建設の着手があつた場合には、当該土地の取得に対して課する不動産取得税にあつては、当該家屋の取得に係る<u>県税条例第七十条第一項</u>の申告書に付記してすることができる。</p> <p>5・6 略</p>

過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部改正(附則第九項第四号による改正)

<p>新</p>	<p>(課税免除に係る申告) 第五条 略 2・3 略 4 前項の規定による申告は、県税条例第七十条第一項本文の申告書に第三条の規定の適用があるべき旨を付記してしなければならない。ただし、土地の取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする特別償却設備である家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税にあっては、当該家屋の取得に係る県税条例第七十条第一項本文の申告書に付記してすることができる。 5・6 略</p>
<p>旧</p>	<p>(課税免除に係る申告) 第五条 略 2・3 略 4 前項の規定による申告は、県税条例第七十条第一項の申告書に第三条の規定の適用があるべき旨を付記してしなければならない。ただし、土地の取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする特別償却設備である家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税にあっては、当該家屋の取得に係る県税条例第七十条第一項の申告書に付記してすることができる。 5・6 略</p>

東京電力への損害賠償請求に係る和解について（議案第117号）

総務課

1 趣旨

- 平成30年10月16日、東京電力ホールディングス株式会社に対する損害賠償請求のうち、第三次及び第四次請求に係る未受領額について、「原子力損害賠償紛争解決センター」に和解のあっせんを申し立てた。
- 令和4年4月7日、同センターから和解案の提示があったので、これを受け入れることとしたい。

2 第三次及び第四次請求の概要

(単位：千円)

請求区分	請求時期	対象経費	請求額	受領済額 (任意)	申立額 (未受領額)	和解提示額
第三次	平成25年10月	平成24年度分等	161,521	28,008	133,513	32,015
第四次	平成26年10月	平成25年度分等	115,339	15,940	99,399	21,210
合計			276,861	43,949	232,912	53,225

※ 単位未満切捨てのため合計が一致しない場合がある。

和解割合 22.8%

3 和解案の概要

- 県が民間事業者と同様の立場で行う事業に関する損害
工業用水汚泥調査に係る費用 15千円
- 県が被害者支援等のために負担した費用 30,310千円
災害廃棄物の広域処理支援及び県内農畜産業への緊急支援対策等に係る費用
- 人件費 22,900千円
時間外人件費及び任期付職員等の所定時間内人件費

4 参考（第一次及び第二次請求の概要）

(単位：千円)

請求区分	請求時期	対象経費	請求額	受領済額 (任意)	申立額	和解額
第一次	平成24年7月	平成22、23年度分 (人件費以外)	178,100	55,126	122,974	58,500
第二次	平成24年10月	平成22、23年度分 (人件費等)	243,543	576	242,966	20,600
合計			421,644	55,703	365,940	79,100

※1 単位未満切捨てのため合計が一致しない場合がある。

※2 和解契約締結済み（平成30年3月6日付け）

和解割合 21.6%

あっせんの申立てについて（議案第118号）

総務課

1 趣旨

東京電力ホールディングス株式会社に対する損害賠償請求のうち、第五次及び第六次請求に係る未受領額について、「原子力損害賠償紛争解決センター」に和解のあっせんの申立てを行う。

2 申立額

84,444千円

3 第五次及び第六次請求の概要

(単位：千円)

請求区分	請求時期	対象経費	請求額	受領済額 (任意)	未受領額
第五次	平成30年11月	平成26～28年度分等	217,155	39,179	177,975
第六次	令和元年10月	平成29、30年度分	80,012	24,292	55,719
合計			297,167	63,471	233,695
和解提示のない所定時間内人件費を除いた額（申立額）					84,444

※ 単位未満切捨てのため合計が一致しない場合がある。

4 あっせん申立額の内訳

○ 県が被害者支援等のために負担した費用 23,270千円

県内農畜産業への緊急支援対策等に係る費用

○ 税込減 19,140千円

ゴルフ場利用税の平成23年度減収分

○ 人件費 42,034千円

第四次請求までに和解提示のなかった所定時間内人件費を除いた額

【参考】

東京電力への損害賠償請求（第七次）について

総務課

1 趣旨

東京電力ホールディングス株式会社福島第一、第二原子力発電所の事故を原因とした令和元年度から3年度までに生じた経費について、同社に対して損害賠償請求（第七次）を行う。

2 請求額

16,212千円

3 請求額の内訳

- 県が民間事業者と同様の立場で行う事業に関する損害 78千円
流域下水道汚泥調査に係る費用
- 県が被害者支援等のために負担した費用 14,483千円
県産牛肉の安全確保対策事業等に係る費用
- 人件費 1,649千円
第四次請求までに和解提示のなかった所定時間内人件費を除いた額

4 参考（これまでの請求額及び受領済額等）

（単位：千円）

請求区分	請求時期	対象経費	請求額	受領済額	うち		未受領額
					任意	和解	
第一次 ～ 第六次	平成24年7月～ 令和元年10月	平成22年度～ 平成30年度分	995,672	242,224	163,124	79,100	753,448
第七次	令和4年6月 (予定)	令和元年度～ 令和3年度分	16,212	—	—	—	16,212
合計			1,011,885	242,224	163,124	79,100	769,661

※ 単位未満切捨てのため合計が一致しない場合がある。